

# 十勝総合振興局からのお知らせ

道では、11月7日、新型コロナウイルス感染症の警戒ステージを「ステージ3」に移行するとともに、2月15日までを集中対策期間とし、感染拡大を食い止めるため様々な対策に取り組んでいるところです。また、国においても11都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されるなど、全国的に感染が拡大しています。

こうした中、この度、道内における感染状況を踏まえ、小樽市への不要不急の往来自粛等を新たに要請することとなりましたのでお知らせします。

## <要請内容>

### 【集中対策期間：1月16日～2月15日】

- 緊急事態宣言の対象地域<sup>(※1)</sup>との不要不急の往來を控える
- 感染リスクを回避できない場合<sup>(※2)</sup>
  - ・ 札幌市及び小樽市との不要不急の往來を控える
  - ・ 札幌市内及び小樽市内においては不要不急の外出を控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える。
- 重症化リスクの高い方（高齢者や基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスク着用など感染リスクを回避する行動の更なる徹底 など

(注) 下線部は今回の追加対策

(※1) 緊急事態宣言対象地域：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（1月28日時点）

(※2) 感染リスクが回避できない場合とは、新北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉空間での人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）で大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超える長時間の飲食 など

緊急事態宣言の発出により社会経済活動を大幅に制限するという事態を避けるためにも、住民や飲食業をはじめとした事業者の皆さまには、「新北海道スタイル」の徹底などについて今一度、一人ひとりの行動を再確認いただき、感染防止対策を一層強化されますよう、ご協力をお願いします。

令和3年1月29日

北海道十勝総合振興局長、帯広市長、音更町長、士幌町長、上士幌町長、鹿追町長、新得町長、清水町長、芽室町長、中札内村長、更別村長、大樹町長、広尾町長、幕別町長、池田町長、豊頃町長、本別町長、足寄町長、陸別町長、浦幌町長

## 【問い合わせ先】

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 TEL0155-26-9022

※なお、感染状況はHPで公表していますので、そちらをご覧ください。

(URL)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/hasseijoukyou.htm>

